

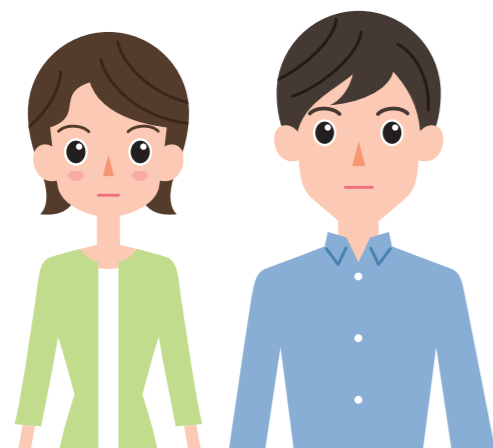
栃木県_下野新聞 2019年_12月14日

指定廃棄物
げん よう か
減容化

指定廃棄物の減容化で処分量を減らし 適切に集約保管していきます。

栃木の指定廃棄物について、平成30年11月に開催された市町長会議で保管農家の方々の負担軽減を進めるため、市町ごとに暫定的に集約保管する方針となりました。現在、想定通りに放射能濃度が小さくなっているかを確認するため、農家(123名)が保管する指定廃棄物の放射能濃度の再測定を行っています。集約保管に当たっては、遮へい等の適切な対策を講じるとともに、性状を安定化して腐敗を防ぎ、処分量を削減するための減容化処理を必要に応じ実施します。

げん よう か
減容化ってなに？



減容化処理のメリット

1

廃棄物の種類・減容化の方法によって異なりますが、60%~95%の減容化率が見込めます。

2

性状が安定化することで、腐敗(悪臭)等の発生を防ぎ、公衆衛生の向上につながります。

減容化処理の主な方法



常温または100℃以下の加熱により、指定廃棄物中の水分を蒸発させます。腐敗等に対する二次処理が不要となります。



かさ密度の低い指定廃棄物を、プレス機等により圧縮し高密度化します。現地対応性が高く、副生成物の発生もありません。



焼却施設で指定廃棄物を燃やします。焼却を安全に行うために高性能の排ガス処理装置が備わった施設で実施し、排ガス濃度などの管理を徹底します。

解決に向けて、一歩ずつ前に。

指定廃棄物の処理は、国が責任を持って進めます。



特定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 ☎ 0120-869-444フリーダイヤル(9:30~18:15 日祝除く) 環境省 放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

栃木 指定廃棄物

検索

